

産業廃棄物処理施設設置許可申請書の縦覧及び意見書の提出について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、以下の産業廃棄物処理施設設置許可申請書を縦覧、及び生活環境の保全上の見地からの意見を提出することができます。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	株式会社クリード 静岡県駿東郡小山町新柴 831 番地の 1 代表取締役 織戸 樹也
産業廃棄物処理施設の設置の場所	静岡県駿東郡小山町新柴字茂尻場 832 番 1 外 21 筆
産業廃棄物処理施設の種類の種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 14 号ロ 安定型最終処分場
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類	がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ゴムくず
縦覧場所	静岡県くらし・環境部環境局廃棄物リサイクル課 静岡県東部健康福祉センター廃棄物課
縦覧期間及び時間	令和 7 年 10 月 7 日(火)から令和 7 年 11 月 6 日(木)までの午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで（開庁日に限る。）
意見書に記載すべき事項	① 意見書提出者の氏名、住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）及び電話番号 ② 産業廃棄物処理施設設置許可申請者の名称及び産業廃棄物処理施設の種類の種類 ③ 生活環境の保全上の見地からの意見
意見書の提出期限	令和 7 年 11 月 20 日(木)
意見書の提出方法及び提出先	① 提出方法 持参又は郵送（意見書提出期限終了日の消印有効） ② 提出先 縦覧場所と同じ

静岡県くらし・環境部環境局廃棄物リサイクル課
電話番号：054－221－2423
東部健康福祉センター廃棄物課
電話番号：055－920－2106